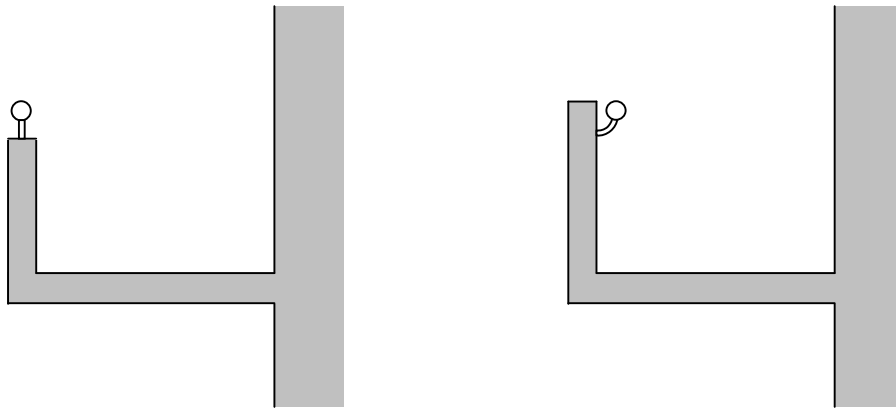


階段の手すりについて

平成12年秋期部会

階段に設ける手すりの取扱いについて

- (1) 令第25条第1項の規定において、「階段には、手すりを設けなければならない。」となっているため、壁手すりの場合についても昇降の安全を確保する観点から、原則として壁手すりの上部又は壁面に手すりを設置する。



- (2) 手すりの連続性については、なるべく連続するように設置することが望ましい。

